

第一百七十四回

参議院 國土交通委員会会議録 第十三号

(一一一)

平成二十二年五月二十五日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十日

辞任

川崎

松浦

米長

小川

金子

直嶋

大石

川崎

米長

金子

直嶋

小川

金子

直嶋

出席者は左のとおり。	委員長	理 事	事務局側	副大臣	國務大臣	米長 晴信君
	金子 洋一君	正行君	大臣政務官	國土交通大臣	前原 誠司君	荻原 健司君
	直嶋 正行君		國土交通副大臣	馬淵 康弘君	西田 実仁君	西田 俊夫君
	小川 勝也君		外務大臣政務官	西村智奈美君	長谷川 大紋君	山内 俊夫君
	直嶋 正行君		國土交通大臣政務官	長安 豊君	渕上 貞雄君	渕上 貞雄君
	大石 尚子君		國土交通大臣政務官	藤本 祐司君	孝男君	大江 康弘君
	室井 邦彦君		國土交通大臣政務官	豊君	馬淵 康弘君	長谷川 大紋君
	佐藤 信秋君		國土交通大臣政務官	豊君	渕上 貞雄君	渕上 貞雄君
	吉田 博美君		國土交通大臣政務官	豊君	孝男君	大江 康弘君
	草川 昭三君		國土交通大臣政務官	豊君	馬淵 康弘君	長谷川 大紋君
	植松恵美子君		國土交通大臣政務官	豊君	渕上 貞雄君	渕上 貞雄君
	大石 尚子君		國土交通大臣政務官	豊君	孝男君	大江 康弘君
	川崎 輿石君		國土交通大臣政務官	豊君	馬淵 康弘君	長谷川 大紋君
	田名部匡省君		國土交通大臣政務官	豊君	渕上 貞雄君	渕上 貞雄君
	羽田雄一郎君		國土交通大臣政務官	豊君	孝男君	大江 康弘君
	平山 幸司君		國土交通大臣政務官	豊君	馬淵 康弘君	長谷川 大紋君
	藤本 祐司君		國土交通大臣政務官	豊君	渕上 貞雄君	渕上 貞雄君
	山下八洲夫君		國土交通大臣政務官	豊君	孝男君	大江 康弘君

○委員長(椎名一保君) ただいまから國土交通委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、松浦大悟君が委員を辞任され、補欠として大石尚子君が選任されました。

○委員長(椎名一保君) 排他的經濟水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○室井邦彦君 おはようございます。民主党の室井邦彦でございます。

質疑のある方は順次御発言願います。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。民主党の室井邦彦でございます。

早速質問に入りますが、その前に前原大臣の御所見をお聞きしたいなという部分がございまして、ちょうど三月の二十六日に沈没した韓国海軍の哨戒艇の件に触れてさせていただきました。北朝鮮の魚雷であるというような正式な発表いわけであります。合同調査団の結論が出ました。この合同調査団、これはアメリカ、イギリス、オーストラリア、スウェーデン、カナダ、韓国、この五か国が合同に調査をしたところであります。

北方四島始め我が国が領土であります竹島、そして尖閣諸島、無論我が国が領土であります。しかししながら現状は、竹島は韓国により一九八一年以来不法占拠された今までございまして、さらには、今後の計画として、聞くところによるとやはり方針であります。

科学基地の計画もしているということを耳にしております。李明博大統領は、この竹島の実効支配を更に強化していくこと、このような方針であります。

また一方では、中国、これは尖閣諸島の問題であります。

○委員長(椎名一保君) ただいまから國土交通委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、松浦大悟君が委員を辞任され、補欠として大石尚子君が選任されました。

○委員長(椎名一保君) 排他的經濟水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。民主党の室井邦彦でございます。

質疑のある方は順次御発言願います。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。民主党の室井邦彦でございます。

早速質問に入りますが、その前に前原大臣の御所見をお聞きしたいなという部分がございまして、ちょうど三月の二十六日に沈没した韓国海軍の哨戒艇の件に触れてさせていただきました。北朝鮮の魚雷であるというような正式な発表いわけであります。合同調査団の結論が出ました。この合同調査団、これはアメリカ、イギリス、オーストラリア、スウェーデン、カナダ、韓国、この五か国が合同に調査をしたところであります。

北方四島始め我が国が領土であります竹島、そして尖閣諸島、無論我が国が領土であります。しかししながら現状は、竹島は韓国により一九八一年以来不法占拠された今までございまして、さらには、今後の計画として、聞くところによるとやはり方針であります。

科学基地の計画もしているということを耳にしております。李明博大統領は、この竹島の実効支配を更に強化していくこと、このような方針であります。

また一方では、中国、これは尖閣諸島の問題であります。

○委員長(椎名一保君) ただいまから國土交通委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、松浦大悟君が委員を辞任され、補欠として大石尚子君が選任されました。

○委員長(椎名一保君) 排他的經濟水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。民主党の室井邦彦でございます。

質疑のある方は順次御発言願います。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。民主党の室井邦彦でございます。

早速質問に入りますが、その前に前原大臣の御所見をお聞きしたいなという部分がございまして、ちょうど三月の二十六日に沈没した韓国海軍の哨戒艇の件に触れてさせていただきました。北朝鮮の魚雷であるというような正式な発表いわけであります。合同調査団の結論が出ました。この合同調査団、これはアメリカ、イギリス、オーストラリア、スウェーデン、カナダ、韓国、この五か国が合同に調査をしたところであります。

北方四島始め我が国が領土であります竹島、そして尖閣諸島、無論我が国が領土であります。しかししながら現状は、竹島は韓国により一九八一年以来不法占拠された今までございまして、さらには、今後の計画として、聞くところによるとやはり方針であります。

科学基地の計画もしているということを耳にしております。李明博大統領は、この竹島の実効支配を更に強化していくこと、このような方針であります。

また一方では、中国、これは尖閣諸島の問題であります。

ありますとか、あるいは特定離島というものを定めまして、そしてそつについてのいわゆる実効支配のための例えは港湾の整備などをしっかりと行う中で実を上げていくことも考えているところでございます。

領土紛争ではありませんけれども、他国が日本

の固有の領土についてそれを認めないと、あるいは我が国の島を島ではない、岩だとか、先ほど委員が御指摘されたような、沖縄トラフまで中國は大陸棚を主張しているわけでありますけれども、我々の立場は明確でございますし、我々の立場で実効支配を続けていかなくてはならないわけだと思います。そういう意味におきましても、御審議を通じて、低潮線をしっかりと保護をし、そしてそこから二百海里というものを我が国の主権の及ぶ範囲としてしっかりと管理をしていくと、そのための一つの前進の法律であると考えておりますので、理事始め委員各位の熱心な御議論の下に、御協力を賜りますように心からお願ひ申し上げる次第でございます。

○室井邦彦君 ありがとうございます。

この資料の新聞の記事でも、中国はもう一手先手を打つて、このような海島保護法というのを、二〇〇九年十二月のたしか二十六日ですか、これ

十一月二十七日の新聞でありますので、もう既に彼らは日本よりも一步先取りをしてこのようなことを行っている。どうも何か後手後手に回つているような感がぬくえないところであります。どうかこれからもしっかりと精力的にこの件については行動していただけるようにお願いをしたいと思ひます。

多少この問題についてはいろんな質問の部分で重複いたしますけれども、それはお許しください。

次の質問に入りますが、本法律案の第一条には、このEEZ、排他的経済水域等の保全及び利用の促進を図る、さらには、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与する、こういうことをうたつてあるところであります

が、この経済社会並びに国民生活にどのような効果を見込んでおられるのか、お聞きをしたいと思います。

○大臣政務官(長安豊君) 室井委員にお答え申し上げます。

今大臣からもお話しございましたけれども、日本

は世界第六位と言われる広大な排他的経済水域及び大陸棚を持つてゐるわけでございます。そういう中にあって、この排他的経済水域や大陸棚には豊富な水産資源、またメタンハイドレートを中心としたエネルギー資源、またレアメタル等の鉱物資源が存在することが近年明らかになってきております。また、海上輸送の安全確保や海洋環境保全の重要性が高まるなど、海洋国家としての海洋政策の推進が重要であると考えております。

この法律による排他的経済水域等の保全及び利用の促進は、こうした貴重な資源の活用、安定的な貿易及び海洋環境の保護の効果が見込まれるものと考えております。

○室井邦彦君 一九九九年三月二十三日に発生し

た、御記憶にあろうかと思いますが、能登半島沖不審船事件であります。自衛隊法第八十二条に基づく初の海上警備行動が当時の防衛庁長官により発令をされました。

佐渡島西方十八キロというと、海から見た十八キロというのは本当にすぐもう近くに感じるわけであります。その日本領海内において北朝鮮の不審船が侵入してきたと。これを発見するのに日本は時間も掛かり、大変なことになつた。まさに、わきの甘さ、危機管理ができるといつていいことがあります。

具体的に今十二隻と申し上げましたけれども、二千トン級の、ヘリが離着陸できる甲板を持つた高速高機能巡視船を一隻と、千トン型の巡視船、これは高速高機能型でございます。これ一隻と、高速特殊警備船というものを二隻、これの四隻でワンユニットとしまして、それを三つ、三組持っておりますので、合計十二隻装備をさせていただいているというところでございます。

不審船事件は平成十三年の九州南西海域不審船

事案を最後に発生はしておりませんけれども、こういった不審船の対策が一定の抑止効果を發揮していると考えております。

今、十一年のお話で取り逃がしたというお話をございました。あの当時も様々な御議論がございました。そういう中で、従来は海上保安庁としては正当防衛しかできないという状況でございましたけれども、平成十三年に改正をいたしまして、具体的に射撃をするということの要件、外国船が我が国領海内で国際法に反する航行あるいはそれが繰り返し行われるおそれ、重大凶悪犯罪の準備の疑い、立入検査しなければ重大凶悪犯罪を

その後、この特にEEZ内における警備活動の、今は法律の制約がいろいろとございますが、この日本の危機管理の、また近年のそういう治安の確保、その後どのような取組を具体的にされてきたのか、今日まで、その部分をお聞かせいただけませんか。

今般の韓国哨戒艦天安、チヨナンですかね、の沈没事案につきまして、韓国の合同調査団の報告結果の公表後直ちに、海上保安庁長官から各管区の海上保安本部長に対しまして、情報収集、哨戒体制、不審船対応ユニットを始めとした即応態勢等について再確認し、あらゆる事態に適時的確に対応できる万全の体制を確保するよう指示しております。

十二隻を平成十九年度末までに整備し、日本海から東シナ海にかけて海域に配備、常時即応態勢を維持しているところでございます。

具体的に今十二隻と申し上げましたけれども、二千トン級の、ヘリが離着陸できる甲板を持つた高速高機能巡視船を一隻と、千トン型の巡視船、これは高速高機能型でございます。これ一隻と、高速特殊警備船というものを二隻、これの四隻でワンユニットとしまして、それを三つ、三組持っておりますので、合計十二隻装備をさせていただいているというところでございます。

不審船事件は平成十三年の九州南西海域不審船事件を最後に発生はしておりませんけれども、こういった不審船の対策が一定の抑止効果を發揮していると考えております。

潜航する潜水艦が外洋で姿を現すのは、極めてこれは珍しいことであります。中国の目的としては、海軍力をさまざま見せ付けよう、こういうことだつたんでしょう。十隻を連ねて中国艦艇が確認をされた、航行していたというところであります。ここで、特に、その中国の潜水艦隊は沖ノ鳥島近海を旋回するように、まあいろいろと情報調べたんでしようね、写真を撮るなり、そういう行動をしていたということですね。

日本は、平成二十年十一月に冲ノ鳥島の大陸棚の拡張申請を国連に出しております。この結果が

予防できない、こういったもののすべてに該当すると海上保安庁長官が認めたときに、危害を加えたらとしてもこれは阻却されるという改正をさせたいとしました。そういう取組によつて抑止効果が働いていると考えております。

今般の韓国哨戒艦天安、チヨナンですかね、の沈没事案につきまして、韓国の合同調査団の報告結果の公表後直ちに、海上保安庁長官から各管区の海上保安本部長に対しまして、情報収集、哨戒体制、不審船対応ユニットを始めとした即応態勢等について再確認し、あらゆる事態に適時的確に対応できる万全の体制を確保するよう指示しております。

十二隻を平成十九年度末までに整備し、日本海から東シナ海にかけて海域に配備、常時即応態勢を維持しているところでございます。

具体的に今十二隻と申し上げましたけれども、二千トン級の、ヘリが離着陸できる甲板を持つた高速高機能巡視船を一隻と、千トン型の巡視船、これは高速高機能型でございます。これ一隻と、高速特殊警備船というものを二隻、これの四隻でワンユニットとしまして、それを三つ、三組持っておりますので、合計十二隻装備をさせていただいているというところでございます。

不審船事件は平成十三年の九州南西海域不審船事件を最後に発生はしておりませんけれども、こういった不審船の対策が一定の抑止効果を發揮していると考えております。

潜航する潜水艦が外洋で姿を現すのは、極めてこれは珍しいことであります。中国の目的としては、海軍力をさまざま見せ付けよう、こういうことだつたんでしょう。十隻を連ねて中国艦艇が確認をされた、航行していたというところであります。ここで、特に、その中国の潜水艦隊は沖ノ鳥島近海を旋回するように、まあいろいろと情報調べたんでしようね、写真を撮るなり、そういう行動をしていたということですね。

日本は、平成二十年十一月に冲ノ鳥島の大陸棚の拡張申請を国連に出しております。この結果が

ういう現状であります、大臣、この辺について、お考え、御所見を聞かせていただきたいと思います。

○國務大臣(前原誠司君) 中國艦艇が、今委員がおつしやつたように沖ノ鳥島を一周するように航行した旨の報道があつたことについては承知をしておりますが、そのような事実は確認されていないと承知をしております。

我が国の大陸棚延長申請に対しまして、中国は、平成二十一年二月、沖ノ鳥島は岩であり大陸棚を持てないので、これを基点とする大陸棚延長申請の審査をすべきではないとの口上書を国連海洋法条約に基づき審査に当たる大陸棚限界委員会に提出をしたところでございます。

我が国は、一九三一年七月の内務省告示以来現在に至るまで沖ノ鳥島を島として有効的に支配し、かつ周辺海域に排他的経済水域等を設定してきており、このような権原及び同島の島としての地位は既に確立しております。したがいまして、我が国としては、国連海洋法条約に従いまして排他的経済水域及び大陸棚を有するとの立場を堅持しておりますし、これからもしてまいりたいと考えております。

なお、大陸棚限界委員会におきましては、我が国の大陸棚延長申請を審査する小委員会が昨年九月に設置をされ、現在審査中でございます。我が国といたしましては、小委員会が審査を適切に進めてもらえるよう、引き続き必要な説明や資料提供を行つていきたいと考えております。

○室井邦彦君 私の聞き違いかも分かりませんが、大臣のおつしやることに逆らうわけじゃないんですねが、複数の中国の艦隊といいますか、十隻ほど連ねて航行していると、これは米軍関係、日本の米軍関係でしつかりと確認をされていると、こういうことであります。大臣は、定かでない、確認していないというようななたしか表現をされたと思うんですが、これは日米軍事関係でこの潜水艦が沖ノ鳥島を旋回しているという確認をしておりますので、その点の御確認はまたされたらい

いかと思います。

次の、お願ひであります、これは委員長にお願いをすればいいんだと思うんですが、この沖ノ鳥島というのは日本にとりまして非常に大切なもの、海底資源においても、ところであります。是非、ここを視察ができないのかなと、日本にとつても、ここに皆さん方にお配りしている資料を見ていただいても、これは非常に日本にとつても、これが崩れてしまうわけですね。是非その点を、できれば視察ができるように、要望といいますか、御配慮をお願いしたいと思います。

○委員長(椎名一保君) 後日理事会で協議いたしました。

○室井邦彦君 引き続き質問いたしますが、この法案の中でもよく特定離島という言葉が出てくるわけであります、この特定離島というのをどのようないふく解釈、理解したらよいのか御説明いただきたいたが、あと二問、この法成立後、特定離島として沖ノ鳥島及び南鳥島を指定とする理由について、今申し上げましたけれども、もう一度政府の方からお聞かせをいただきたいと思います。そして、最後の質問は、この特定離島についての今後の取組、また、今後、特定離島という島を幾つか考えておられるのかどうか、その点が分かればお聞かせをいただきたいと思います。

○大臣政務官(長安豊君) 御答弁をさせていただく前に、先ほどの答弁をちょっと修正させていただきます。

平成十三年の海上保安庁法の改正でございますけれども、危害を与えたとしても阻却されると申し上げましたけれども、危害を与えたとしても違法性が阻却される、違法性ということが抜けておりましたので、追加で御答弁をさせていただいておきます。

についてでございます。

特定離島の指定、これまで十分に利用がなされていなかつた排他的経済水域及び大陸棚においては、天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全等の活動を促進するため、拠点施設の整備を行う必要がある離島を指定するものでございます。具体的には、地理的に本土から遠隔に位置していること、天然資源など周辺の排他的経済水域等の状況、港湾及び漁港、その他公共施設の整備状況などにかんがみまして、南鳥島、沖ノ鳥島を政令により指定することを想定しているところでございます。平成二十一年度予算には南鳥島及び沖ノ鳥島における港湾整備予算を計上させていただきました。

今後の特定離島の指定につきましては、これは現時点におきましては確定的にお答えを申し上げることはできない状況でございます。

○室井邦彦君 この沖ノ鳥島については、EEZ、排他的経済水域、この外縁を根拠付けるといふことと、一挙に質問を続けさせていただきますが、あと二問、この法成立後、特定離島として沖ノ鳥島及び南鳥島を指定とする理由について、今申し上げましたけれども、もう一度政府の方からお聞かせをいただきたいと思います。そして、最後の質問は、この特定離島についての今後の取組、また、今後、特定離島という島を幾つか考えておられるのかどうか、その点が分かればお聞かせをいただきたいと思います。

○大臣政務官(長安豊君) 御答弁をさせていただきます。

の領土だと言う。当たり前のことなのかも分かりませんが、こういう国でありますから、すべて押しきつてしまふ。

その点を国土交通大臣、十分に今後の国土交通、またこれは国土交通だけじゃなくいろんな省庁にも関係してくると思いますので、どうか積極的リーダーシップを取つて、しっかりと、この領土に対しましては政治生命を懸ける、命を懸ける、このくらいの覚悟でこれからも是非対応をしていただきたいことをお願いを申し上げます。

時間が参つておりますので、幾つかの質問は少しお聞かせをいただきたいことをお願いを申し上げます。そして、時間が参つておりますので、幾つかの質問は少し通告よりも飛ばして質問をさせていただきます。

我が国の大陸棚の深海底鉱物資源ですね、基礎調査や技術開発についていろいろな取組をされておられます、是非公表できる部分、また具体的にお示しをいただきたいことと、一挙に質問をしてしまいますが、海底資源であるメタンハイドレート、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト等の対象にした資源利用を担う産業育成についてどのように進んでいるのか、これも併せてお聞きをいたします。

最後、この海底資源の利用に際してやはり必要な海洋環境保全ですね、これが非常に対策が必要なことになります。私は沖ノ鳥島の件につきましても、いつたん中国が御自分の国の意思表示をしたときに、絶対に後に引き下がる国じやないと、私はそう思つております。引き下がるなら日本が何を思つておられるのかどうか、その点が分かればお聞かせをいただきたいと思います。

こんなことを考えておると、どんどん、竹島にしても恐らく日本の国は後手に回つておりますし、尖閣諸島ももう中国に占拠されたような感が否めないと。こういう表現は非常に失礼な悪い表現であります、弱腰外交、土下座外交という言葉が昔からよく使われているところでありますし、尖閣諸島ももう中国に占拠されたような感が、このようなことにならないように、私も唚然としたんですが、この地図ではボルネオ、ペトナム、フィリピン、ここに南沙群島ですね、ここまでが中国の、ここも領土だと言うぐらいの国でありますから、尖閣列島なんて当然我が国の、中国

源が新たに確保される可能性がございます。

そういう中で、平成二十年に海洋基本計画がまとめられましたけれども、それに基づいて二十二年三月に、資源エネルギー庁が中心となりまして関係府省連携の下で、海洋エネルギー・鉱物資源開発計画が策定されたわけでございます。

経済産業省におきましては、この計画に基づきまして、資源量の把握、また開発に伴う環境影響評価技術の確立に加えまして、海底資源を地上まで取り出す技術の開発などを実施しております。また、文科省におきましては、同様に、本計画に基づきまして、海洋資源をより効果的効率的に探査するためのセンサー技術を開発、開発したセンサーを搭載する無人探査機の開発などを実施しているところでございます。引き続き、関係省庁と連携を密にしながら技術開発を推進するなど、同計画を着実に実施していく所存でございます。

また、メタンハイドレートについての開発計画も、具体的に申し上げますと、現状では、平成十三年から二十年度という形で、この期間に区切りまして、日本、カナダの共同研究によりましてメタンガス六日間の連続生産に成功したわけでございます。生産技術等の検証実証という形で、平成二十一年度から二十七年度までの七年間を設定させていただいております。また、二十八年から三十年には、これは商業化の実現に向けた技術の整備を行つてまいりたいと考えておるところでございます。

○室井邦彦君 終わります。

○荻原健司君 おはようございます。自民党的な意見です。他の経済水域及び大陸棚の保全及び拠点施設の整備等に進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案ということで引き続きまして質疑をさせていただきたいと思いますが、先ほど質疑に立たれました室井理事と若干重複する部分もあるかと思いますので、お許しをいただければどうふうに思つております。

まず、我が国日本は、領土の面積では世界第六

十一位ということではありますけれども、EEZ、排他的経済水域、これを入りますと世界第六位という大国であります。この広大な面積には

水産資源、海底資源、大変恵まれている環境にあると言えると思います。そのような中で、平成十九年の四月に海洋基本計画が成立されまして、その法律に基づいて海洋基本計画が平成二十年の三月に策定されたわけであります。そして、今回、このEEZの保全利用を図るということ、また離島の保護を進めるということでこの度の法案が提出されたものだと理解をしております。

まず最初に、そこで大臣に、先ほどの室井理事との最初の質問に重複する部分はありますけれども、基本的な離島に対する考え方、また取組方に

ついてお伺いをしておきたいというふうに思いますが、そこで大変残念な状況であります。そのように成り立っているか、もちろん国土の範囲、こうしたことについても深く認識しておくことというのは大変重要なことだというふうに思つております。その国土の範囲として、北方四島、また竹島、尖閣諸島、もちろん今回の法案について重要な位置付けとなる予定だと伺つております。

ところでも、まず私たち日本人は、日本という国

がどのように成り立っているか、もちろん国土の範囲、こうしたことについても深く認識しておくこと

こと、これが日本の領土であるとか位置についてしつかり理解しておくことは大変重要なことだというふうに思つております。

島、また竹島、尖閣諸島、もちろん今回の法案に

ついて重要な位置付けとなる予定だと伺つておりますが、沖ノ鳥島、南鳥、こういうことについても、やはり日本国民であれば、きちんとその名称

であるとか位置についてしつかり理解しておくこと

と、それが日本の領土であることを認識してお

りますが、沖ノ鳥島、南鳥、こういうことについても、やはり日本国民であれば、きちんとその名称であるとか位置についてしつかり理解しておくこと

と、それが日本の領土であることを認識してお

ります。

二十一年度から二十七年度までの七年間を設定させていただいております。また、二十八年から三十年には、これは商業化の実現に向けた技術の整備を行つてまいりたいと考えておるところでございます。

○室井邦彦君 終わります。

○荻原健司君 おはようございます。自民党的な意見です。他の経済水域及び大陸棚の保全及び拠点施設の整備等に進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案ということで引き続きまして質疑をさせていただきたいと思いますが、先ほど質疑に立たれました室井理事と若干重複する部分もあるかと思いますので、お許しをいただければどうふうに思つております。

しかし、例えば、先ほど来御議論がありました竹島において取り上げた小学校の教科書が教科書検定に合格したことに関する現状に韓国側は強く抗議をしている、こういう状況にあります。また、二〇一〇年版の日本の外交青書があります。また、二〇一〇年版の日本の外交青書が竹島を明らかに日本固有の領土と記載したこと

についてもやはり韓国側は日本に抗議をしていらっしゃることを常に申し上げているところであります。

まず、そこでお伺いしたいのは、北方領土、北方四島、竹島、また尖閣諸島、こういう領有権をめぐる他国との問題に対してはやはり毅然とした態度で臨んでいくべきだというふうに思つております。ですが、もちろん国土交通大臣ではありますけれども、海洋担当大臣として、あるいは一政治家としてこの領有権をめぐる問題についてどのように対処をされていくのか、改めてお考えをお伺いしたいと思っております。

○國務大臣(前原誠司君) 荻原委員にお答えをいたします。

領有権の問題が起きている場所というのは二ヵ所あると思っておりまして、それは北方領土として竹島ということでありまして、これは日本の固有の領土でありながら実効支配ができるいないということです。これがについては、しっかりと外交交渉で粘り強く交渉して返還に結び付けていくことが大事なことだらうといつています。

尖閣の問題をおおしやいましたけれども、尖閣は我々としては領有権の問題は全く発生をしておりません。しかしながら、他国の中で尖閣諸島について領有権を主張している国もありますので、海上保安庁の日々のいわゆる警戒活動、あるいは自衛隊などの関係機関と緊密に連携を取りながらしっかりと実効支配をしていくことが極めて大事だと思っておりますので、今、国土交通大臣の立場として海上保安庁にしっかりとそついつた任務を行うように日々そういった指示もしておられます。その意味で、まずはこういったことを教育課程の中でしっかりと教えていくんだということが重要だというふうに思つております。私はかつて文教委員会に所属をさせていただいたときにそのようなことも指摘をさせていただいておりました。

○大蔵政務官(長安豊君) 荻原委員にお答え申上げます。

南鳥島、沖ノ鳥島を政令により指定することを想定しております。

○荻原健司君 その二つの島を、改めてなんですが、指定対象とされる具体的な理由について、一度お聞かせいただきたいと思います。

○大臣政務官(長安豊君) お答え申し上げます。

南鳥島、沖ノ鳥島を政令により指定することを想定しております。

○大臣政務官(長安豊君) お答え申し上げます。

特定離島の指定につきましては、これまで十分な利用がなされていなかつた排他的経済水域及び大陸棚において行われる天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全等の活動を促進するため拠点施設の整備を行う必要がある離島を指定するものでございます。

具体的には、地理的に本土から遠隔地に位置すること、当該離島の周辺の排他的経済水域等に天然資源が存在する等の状況があること、さらに港湾及び漁港その他公共施設の整備の状況などにかかるがみ特定離島を指定するものとしております。

前線で守るという自負心と誇りを持つて頑張つてほしいということを常に申し上げているところであります。

まず、領有権をめぐる問題、例えば北方四島などにつきましても、かつて大臣も非常にいろんな、多方で、心強いといいましょうか、日本の主張を真っ正面から申し上げてる場面も見聞きをしておりまして、大変高く評価したいと思つております。是非、今御答弁をいただいたとおり、毅然とした態度でこれからも臨んでいくべきだというふうに思つております。

それでは早速、法案の中身に入つてまいりたいと思いますが、時間も限られておりますので矢継ぎ早に申し上げたいと思います。

法案の中身にありました特定離島、このことは所あると思っておりまして、それは北方領土とぞして竹島ということでありまして、これは日本の固有の領土でありながら実効支配ができるいないということです。これがについては、しっかりと外交交渉で粘り強く交渉して返還に結び付けていくことが大事なことだらうといつています。

○萩原健司君 ありがとうございます。

領有権をめぐる問題、例えば北方四島などにつきましても、かつて大臣も非常にいろんな、多方で、心強いといいましょうか、日本の主張をめぐる他国との問題に対してもやはり毅然とした態度で臨んでいくべきだというふうに思つております。ですが、もちろん国土交通大臣ではありますけれども、海洋担当大臣として、あるいは一政治家としてこの領有権をめぐる問題についてどのように対処をされていくのか、改めてお考えをお伺いしたいと思っております。

それでは早速、法案の中身に入つてまいりたいと思いますが、時間も限られておりますので矢継ぎ早に申し上げたいと思います。

領有権の問題が起きている場所というのは二ヵ所あると思っておりまして、それは北方領土として竹島ということでありまして、これは日本の固有の領土でありながら実効支配ができるいないということです。これがについては、しっかりと外交交渉で粘り強く交渉して返還に結び付けていくことが大事なことだらうといつています。

尖閣の問題をおおしやいましたけれども、尖閣は我々としては領有権の問題は全く発生をしておりません。しかしながら、他国の中で尖閣諸島について領有権を主張している国もありますので、海上保安庁の日々のいわゆる警戒活動、あるいは自衛隊などの関係機関と緊密に連携を取りながらしっかりと実効支配をしていくことが極めて大事だと思っておりますので、今、国土交通大臣の立場として海上保安庁にしっかりとそついつた任務を行うように日々そういった指示もしておられます。その意味で、まずはこういったことを教育課程の中でしっかりと教えていくんだということが重要だというふうに思つております。私はかつて文教委員会に所属をさせていただいたときにそのようなことも指摘をさせていただいておりました。

○大臣政務官(長安豊君) お答え申し上げます。

特定離島の指定につきましては、これまで十分な利用がなされていなかつた排他的経済水域及び大陸棚において行われる天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全等の活動を促進するため拠点施設の整備を行う必要がある離島を指定するものでございます。

○荻原健司君 ありがとうございました。

先ほど室井理事の質問にもありました尖閣諸島、こちらは特定離島に指定することを想定していないという御答弁だったと思いますが、長安政務官、先ほどの御答弁で現時点ではという言葉があつたと記憶しておりますが、質問が通告をさせていただいたものとちょっと前後するかもしませんけれども、先日、この法案を審議をいたしました衆議院の国土交通委員会のやはり議事録拝見させていただきました。やはり、自民党的林委員の質問、尖閣諸島も特定離島に指定できないものかとの質問に対しまして、政務官の方から現時点においては特定離島の指定は想定していないということでした。

先ほども現時点という言葉が入ったと思いますけれども、この現時点ということというのは、いわゆる将来的にはこれが指定されることもあり得るという解釈でよろしいのか、ちょっと認識を伺いたいと思います。

○大臣政務官(長安豊君) 今、尖閣諸島のお話がございましたけれども、繰り返しの御答弁になりますけれども、現時点においては特定離島の指定を想定していないところでございます。将来につきましては、将来の指定ということにつきましては、現時点においては確定的なお答えができないということです。

○荻原健司君 そうしますと、ちょっと質問前後して申し訳ないんですが、この尖閣諸島については、先ほど特定離島として指定対象とされる具体的な理由、これについてお答えをいただきましたが、この尖閣諸島は、周辺では例えば天然資源の可能性が低いとか、いわゆる遠くないとか、そういうことで指定をしないということなんでしょう。要は、尖閣諸島を指定しないと、これ、想定していないという理由をちょっと教えていただければと思います。

○大臣政務官(長安豊君) 今回特定離島として指

的な天然資源が存在するとか、また地理的に本土から遠隔地にあるとか、漁港及び港湾、その他の

公共施設の整備状況というものをかんがみて、この二島が、南鳥島、沖ノ鳥島の二島が該当すると言ふことだとしていることがあります。このた

てあります。この低潮線保全区域についても法案の方でいろいろ見させていただきましたが、先ほど来申し上げております尖閣諸島ですね、私はやっぱりここ大変重要なというふうに思っておりますので、改めて尖閣諸島と低潮線保全区域の関係を聞きたいと思っておりますが、尖閣諸島は低潮線保全区域の指定というのを考えておられるんでしょうか、お伺いします。

○大臣政務官(長安豊君) 御答弁申し上げます。先ほど特定離島のお話で尖閣諸島のお話がございまして、今回低潮線のお話でございます。そもそも、先ほど大臣からお話し申し上げましたように、尖閣諸島に関しましてはこれは日本の領土であると私ども認識しております。そういう中で低潮点、低潮線ですね、これは日本の排他的經濟社会委員会と名称変わっておりますが、こちらの学術調査で、東シナ海の大陸棚に石油資源が埋蔵されている可能性があることが指摘をされてから考えますと、当然この低潮線の保全区域に指定されるものと想定をしております。

○荻原健司君 ありがとうございました。今政務官の方から、尖閣においては領有権をめぐる問題ではないんだ、だからこそこういうことはしっかりとやらなきやならないというような御答弁だったと思います。

いすれにいたしましても、石油資源が取れる可能性がある地域ですし、もちろん日中間の問題もあるうかと思いますが、こういう状況であることとお話をされました、そうしますと、北方四島、竹島というものは今回の低潮線保全区域、これ指定対象と考えられているのか、お答えいただきたいと思います。

○大臣政務官(長安豊君) お答え申し上げます。

今申し上げました尖閣と北方四島、竹島については少し状況が違います。

現状において我が国の施政を行なうことが困難な状況にあるというのは、もう委員が御指摘のとおりでございます。その結果として、当該地域において低潮線保全区域を定めるための海底の地形、地質その他の自然条件等を調査によつて確認することができます。

○荻原健司君 十分理解できます。やはりこういうこととしているところでございます。このた

め、本法案に基づく低潮線保全区域の指定は行なうこととしているところでございます。

○荻原健司君 ありがとうございます。やはりこういうこととしているところでございます。このた

め、本法案に基づく低潮線保全区域の指定は行なうこととしているところでございます。

○國務大臣(前原誠司君) 荻原委員の御主張とい

うのは私はよく理解をしているつもりですし、お伺いの指定候補地なんだという、そのくらいまではやつぱりちょっと前進するというか、日本の我々が困難だとしても、将来には低潮線保全区域に指定する準備があるよ、だから低潮線保全区域の指定候補地なんだという、そのくらいまではやつぱりちょっと前進するというか、日本の我々の領土に対する強い前向きな姿勢というのはやはり示しておく必要はあるのだろうと、いうふうに思つておりますが、どのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(前原誠司君) お答え申し上げます。

この法律の二条第三項をもう一度御覧いただければ、「特定離島」とは、本土から遠隔の地にある離島であつて、天然資源の存在状況その他当該離

島の周辺の排他的経済水域等の状況に照らして、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要であり」と、こういうことなんですね。

つまりは、例えば沖ノ鳥島でも南鳥島でもかなり離れています。近くに島がございません。したがつて、特定離島ということで指定をして活動拠点をつくっていくということありますけれども、先ほど室井委員が提出をいただいたこの地図を見ていただければ、尖閣のそばには与那国もございまして、そういう意味では活動の拠点というのはそばにしつかりござりますし、大事なことは実効支配を続けるということ、これに尽きるわけありますので、それは先ほど答弁を申し上げたとおり、一義的には海上保安庁がしつかりと尖閣の実効支配をやり、そしてまた関係機関である自衛隊が制空権、制海権を含めてしつかりと日本の主権を守っていくことが大事なことであり、候補にするとかそういうことよりはやっぱり実効支配をしていくことが大事だと思いまして、委員のお気持ちも酌んでしつかりそれはやらせていただくということはお約束をしたいと

○荻原健司君 ありがとうございます。

多分私だけでなくて、やはり日本中の皆さんのが自分たちの国、それを守っていくんだという気概は十分あると思いますので、是非今大臣が御答弁いただきたいような姿勢でこれからも取り組んでい

それでは、沖ノ鳥、南鳥島、この二つの島について、ちょっと質疑のレベルが下がってしまって恐縮なんですが、御質問申し上げたいと思つておりますが、今回法案を提出されました政府側、国土交通省政務三役の皆様方、こちらの島にお出かけになつたことはございますか。

○大臣政務官(長安豊君) 大臣始め政務三役、沖ノ鳥島、南鳥島を訪問したことはございません。

○荻原健司君 先ほど室井理事からも視察などで、

たつて、やはり通告する際に職員の皆さんに、と

ころで政務三役どなたか行つたことあるんでしょ

うかと言つたら、いや、ないんじやないんですか

というお話をだつたんです。

厳しい言い方すれば、これは問題だと思うんで

すよ。やっぱり法案を提出する方々が、行つたこ

ともないので、あるいは見たこともないのにこう

いう法律作りましたということですから。私は

やつぱり政務三役、特に大臣がとにかく行つてみ

て、まあ日帰りというのは難しいかもしません

けれども、行つてみて、やっぱりこの島は重要な

位置にあるんだと、そういう実感のこもつたとい

うんでしようかね、やっぱり腹に力が入るとい

うか、パンチの入った御答弁なり、この港湾やる

だという、そういうことはやっぱり私は重要な

いうふうに思つています。

もちろん、多分、国会議員の多くがこの島々に

いらっしゃる、これ賛成しようとかという方向につながる

ところです、是非機会があればお出かけをいた

だからこそその政策なし法律の作成過程とか、

よし、これ賛成しようとかという方向につながる

ところではないとは思いますが、私から

しませんけれども、この沖ノ鳥、南鳥に、何か一

般人は上陸ができる、これ沖ノ鳥にはできる、南

鳥にはできないというお話を職員の方から伺つて

おりますが、これは正しい認識なんでしょうか。

○大臣政務官(長安豊君) 沖ノ鳥島と南鳥島で

は、これ実は状況が違います。

南鳥島は公用財産、沖ノ鳥島は公用財産とい

うくくりになつております。今委員御指摘のとお

り、沖ノ鳥島については一般人の上陸は可能でござります。また、南鳥島についても一般人の上陸

は可能でござりますけれども、現在、防衛省や氣

場があります。こちらに行くには、例えば自衛隊

機で硫黄島に寄つて南鳥に行くというケースが多

いというお話をだつたんですが、今先ほどお話をさ

せていただいたように、やはりこれは政治家だけではなくて、一国民、一般の方もやっぱり行つてみて、こんな遠いところに日本の我が国の領土があ

るんだという、そういうことも実感するというこ

とは大変重要なことじやないかなというふうに

思つております。

○大臣政務官(長安豊君) 沖ノ鳥島、南鳥島と、

こういつた島々というのは先ほど申し上げました

ように、日本の排他的経済水域を決めているこれ

は重要な拠点であります。そういう意味では、そ

の重要性というものを国民の皆さんに広く御理解

いただきました。

○大臣政務官(長安豊君) 委員御指摘の港湾整備

の国民参加ということでございます。実際、志布

志港であつたり伊万里港、また敦賀港などでもそ

ういった市民参加の港湾整備というものが行われ

ているところであります。

○大臣政務官(長安豊君) 先ほども申し上げましたように、特定離島の港

湾施設の意義を国民の皆さんに広く知つていただ

いております。国民の皆さんにこの意義を周知する

ためにも、また、理解を深めていただくための方

策について今後検討してまいりたいと考えており

ます。

○大臣政務官(長安豊君) 是非、御検討をいただければ、そ

のときは私も参加したいなというふうに思つてお

ります。

○大臣政務官(長安豊君) 最後になります。もう時間が差し迫つています

ので端的にお伺いしますが、やはり今離島をめぐ

る問題というのはいろんなところで見受けられま

すが、やはり国際社会において日本の主張、こう

いうものに同意してやはり応援してくれる環境

をつくつていくことが大変重要なふうに

思つております。その上で、今お話をありました

沖ノ鳥、南鳥、こういう離島の活用は大変重要な

ものだというふうに思います。

例えばオーストラリアという国は、南極近くの

無人島に自動気象観測所を設置をいたしまして、

世界気象機関のネットワークにデータを提供して

いる。また、ノルウェーという国は、北極海近

くの無人島に電波灯台や船舶用無線局を設置をし

て、各国の漁業活動や海上航行に役立てていて

いうお話を伺っております。

こういう諸外国の取組事例を参考にしつつ、やはり離島の国際的な活用策についても考えて取り組んでいただく、そのことによって日本応援団をやはりつくっていく、こういうことが是非重要だ

といふうに思つておりますが、最後に伺います。○大臣政務官(長安豊君) 委員御指摘のとおり、ただ我が国の離島だということでそれを独り占めするということではなくて、世界各国皆さんに様々な貢献をして理解を深めていただくと同時に世界に貢献を果たしていく、これはまさにオリンピックに出場された委員ならではの御意見ではな

いかなと思っております。

現在では、南鳥島ではバルーンを上げまして温室効果ガスの測定なども行つているところです。これは、国連専門機関であります世界気象機関における全球大気監視計画の中で、世界二十六か所の観測点のうち一つに指定されております。これは我が国で唯一の観測点でございます。また、沖ノ鳥島におきましては、これは灯台を設置しておりまして、海上交通の安全に活用されているところでございます。

先ほども三条の基本計画を定めるということを申し上げましたけれども、この基本計画の中に両島の更なる活用を今後定めてまいりたいと考えております。

○荻原健司君 終わります。ありがとうございました。

○委員長(椎名一保君) 参考までに、沖ノ鳥島を守るために、私の知人で一億円を寄附された方もおられます。申し上げておきます。

○草川昭三君 公明党の草川であります。

いろいろと先ほど御質問をされました方々で随分勉強をさせていただいたわけでございますが、今度は少し外務省に沖ノ鳥島についての問題点をお聞きたいと思いますが、沖ノ鳥島が我が國の領土であるという根拠というのは、外務省的に言

うならばどこに問題があるのか、お答え願いたい

と思います。

○大臣政務官(西村智奈美君) お答えいたしま

す。

我が国は、一九三一年七月の内務省告示以来現

在に至るまで、沖ノ鳥島を我が国の領土として有

議を唱えられておりません。このことをもつて、沖ノ鳥島が我が国の領土であるということは

疑問の余地がないものと考えております。

○草川昭三君 では、中国も沖ノ鳥島が我が国の領土であるということを認めているというふうに理解をしてよろしいんですか。

○大臣政務官(西村智奈美君) そこは、例えば今

までの中国側からなされている発言などによつて

うかがい知ることができますけれども、

船に関する日中協議などの場において、中国側か

らはこのように述べているわけであります。つま

り、沖ノ鳥島は日本の領土であつて、領海を有す

ることについては認めるというふうな発言がござ

ります。

○草川昭三君 非常に重要な点だと思うんです

が、実は、昭和六十二年の九月十七日の衆議院の農水委員会で、当時の外務省の経済局の堀口海洋

課長は、沖ノ鳥島が島なのか岩なのかについての答弁は現時点では差し控えたいという答弁があ

りますね。これは、私はそのことがどうのこうの

というつもりで言うわけじやありませんけれど

も、当時の外務省の見解というのは、やはり諸外

国とのいろんな動きを判断をして、余り明確なことを避けていたんではないだろうかと推察ができる

わけであります。

それだけに、平成二十二年の一月二十二日の衆

議院の予算委員会で、岡田外務大臣は非常に明確

に、我が国としては、歴史的に島としての地位を確立してきた沖ノ鳥島は、国連海洋法条約に従つて排他的經濟水域及び大陸棚を有すると考えてお

りますと答弁をしておるわけであります、そ

いう私が今言つたような経緯を踏まえて、沖ノ鳥島が島であるということをこの岡田外務大臣が明確におっしゃった経緯というんですか理由というのをこの際明らかにしておいていただきたいと思

います。

○大臣政務官(西村智奈美君) 既に委員御承知のとおりでございまして、私の方からもこれまでど

も、我が国は、一九三一年七月の内務省告示以来同じ繰り返しの御説明になるかと思いますけれども、我が国は、一九三一年七月の内務省告示以来

現在に至るまで、沖ノ鳥島を島として有効に支配しております。

○草川昭三君 では、中国も沖ノ鳥島が我が国の領土であるということを認めているというふうに理解をしてよろしいんですか。

○大臣政務官(西村智奈美君) そこは、例えば今

までの中国側からなされている発言などによつて

うかがい知ることができますけれども、

船に関する日中協議などの場において、中国側か

らはこのように述べているわけであります。つま

り、沖ノ鳥島は日本の領土であつて、領海を有す

ることについては認めるというふうな発言がござ

ります。

○草川昭三君 非常に重要な点だと思うんです

が、実は、昭和六十二年の九月十七日の衆議院の農水委員会で、当時の外務省の経済局の堀口海洋

課長は、沖ノ鳥島が島なのか岩なのかについての答弁は現時点では差し控えたいという答弁があ

りますね。これは、私はそのことがどうのこうの

というつもりで言うわけじやありませんけれど

も、当時の外務省の見解というのは、やはり諸外

国とのいろんな動きを判断をして、余り明確なことを避けていたんではないだろうかと推察ができる

わけであります。

それだけに、平成二十二年の一月二十二日の衆

議院の予算委員会で、岡田外務大臣は非常に明確

に、我が国としては、歴史的に島としての地位を確立してきた沖ノ鳥島は、国連海洋法条約に従つて排他的經濟水域及び大陸棚を有すると考えてお

りますと答弁をしておるわけであります、そ

うに利用されるか分からないので難しいというよ

うなそういう態度を、そういうことを言つたわけじゃないんですが、私が推察をするところではそ

れども、やはり島というもの、それを基点にしているいろんな海底資源の利用ということがどんどん認知をされていくわけですから、これからもどういうような資源が発見されるか分かりません

けれども、やはり島といふもの、それを基点にしているいろんな海底資源の利用ということがどんどん認知をされていくわけですから、これからもどういうような資源が発見されるか分かりません

。そういうものがあつたときにこの問題はまた出でくるわけでございますので、似たようなあるものは形状の島でそういう経済水域を設定している

例はあるかないかということを聞いたつもりでございますが、やはりあると、そういうようなことはあるかないかというのを聞いたつもりでございます。

例はあるかないかということを聞いたつもりでございます。

たいというふうに思つております。

なお、こうした特定離島の指定につきましては、そのすべての指定について可能性を排除するものではないということです、現時点において今申し上げた一島についての指定をさせていただいたということでございま

○草川昭三君

じゃ、大臣にお伺いをしますが、これは衆議院の国土交通委員会で、質疑でございまます、民主党の菊池委員が、日本の領土だといふ意味を対外的に示す意味においても、尖閣列島を低潮線保全区域指定にすべきではないだらうかという質問をされております。それに対して大臣の方から、適切に行つてまいりたいという趣旨の答弁をされているわけであります。

先ほども副大臣の方からお答えがあつたんですが、尖閣列島を低潮線保全区域指定にするには今後どのような手続を行つて進めていくのか、そういう日程についても若干お答えを願いたいと思います。

○國務大臣(前原誠司君)

草川委員にお答えをいたしました。

尖閣諸島の低潮線のうち、排他的経済水域の根拠として保全が必要なものについては、本土や他の離島の低潮線と同様に低潮線保全区域として政令にて指定する際の対象に含まれております。低潮線保全区域の指定につきましては、今後低潮線周辺の海底の地形、地質、その他の自然的条件を踏まえまして政令によつて行つてまいりたいと考えております。

尖閣諸島周辺海域につきましては、既存の調査によるデータの活用によつて当該海域の自然的条件を確認できるものと考えておりますが、必要に応じて新たな現地調査を実施していきたいというふうに考えております。

なお、タイムスケジュールについてはまだ確定をしたものはございませんで、しかしながら着実にこの法案を通していただきましたら進めてまいりたいと考えております。

○草川昭三君 昨年の十二月に総合海洋政策本部

が決定をしております海の洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針というのがあります。その資料を拝見をしますと、離島の保全・管理に関する施策、一つ、海洋に関する我が国管轄権の根拠となる離島の安定的な保全・管理というのがずっとございまして、三番目に低潮線を変更させるような行為の規制の推進、無主、要するに主がない無主不動産の国有財産化、損壊行為の規制、そして名称不明の離島の名称の決定、またこれを地図へ記載しなさいというような、こういう海洋政策本部の決定した方針があるわけでありますけれども、これはどのように取り組んでおみえになるのか。私も、日本にたくさんある島があるんですが、地図に載つてない島といふのはあるんだなということを初めて勉強した不勉強でございますが、その点についての取組をお教え願いたいと思います。

○副大臣(馬淵澄夫君)

お答えをさせていただきます。

この今御指摘の無主不動産国有化の取組、また名称等につきましての決定、あるいは地図への記載等についてどのような形でということの取組についてのお尋ねでございます。

○副大臣(馬淵澄夫君)

この無主の不動産という名前等につきましては大変難しい質問になると思

うんですが、その対象とする無主の不動産というのは一説によると六千件を超すと、こう言われておりますが、そんなたくさんあるんですね。御存じの限りで結構ですから、アバウトでいいからお答え願いたいと思います。

○草川昭三君 この無主の不動産ということで、今回は島のこととさせさせていただきますが、所有者のない離島につきましては、現時点において、低潮線が所在する五十六島のうち二十五島が島の一部又は島のすべてが所有者のない無主物として確認をしております。

○副大臣(馬淵澄夫君)

この無主の不動産についての見解は、これはもう野党時代の発言ではございませんが、大臣となられた今日でも変わっていないのか、御答弁を願いたいと思います。また、仮に中国が前原大臣の指摘をされてるような意図と行動があるならば、日本としてこれは重大なこと

これがもう私も当然立派な御発言だと思つておるんですが、これとは別に、平成十七年三月十五日の衆議院本会議場で、中国が自ら領土だと主張している尖閣列島や、島ではなく岩だと指摘をしている沖ノ鳥島及びその排他的経済水域を、中国が実効支配を試みる可能性も否定はできませんとおみえになるわけです。

これはもう私も当然立派な御発言だと思つておるんですが、これとは別に、平成十七年三月十五日の衆議院本会議場で、中国が自ら領土だと主張している尖閣列島や、島ではなく岩だと指摘をしている沖ノ鳥島及びその排他的経済水域を、中国が実効支配を試みる可能性も否定はできませんとおみえになるわけです。

○草川昭三君 その次に、前原大臣は、麻生内閣時代、これは昨年のことでございますが、平成三十一年の二月の二十六日の衆議院の予算委員会で、中国の尖閣列島諸島に対する行動について次のように発言をしておみえになります。すなわち、去年の時点で、昨年の十二月、平成二十一年でござりますが、中国の海洋調査船二隻が尖閣諸島の我が国領海内で約九時間活動した。今までと中国の発言は変わっています。どう変わっているかというと、中国側は、調査ではない、自らの領土、尖閣を指

していいのか、海上保安庁を所管する大臣として御答弁を願いたいと思います。

○國務大臣(前原誠司君)

先ほど室井委員が中国の海島保護法の話をされておりました。海島というのは海の島でありますけれども、これはいわゆる中国が自分たちの領土である離島の管理強化などを定めたものでございまして、これは恐らく東シナ海の尖閣諸島、あるいは南シナ海の南沙諸島なども対象に含まれていると見られておりまして、海洋権益の保護、これを徹底していくこと

思われます。

そういう意味においては、私が野党のときでありますけれども、累次申し上げてきましたことについての考え方には全く変わりはございません。全く変わることはございませんし、与党で今担当大臣となりました今、先ほど同僚委員に御答弁をさせていただいておりますように、日本の領土でございますし、特に尖閣諸島については、これは領有権の紛争はないと私は認識しております。

したがいまして、一義的には海上保安庁、そして関係機関である自衛隊等の制空権、制海権をしっかりと維持していく中で、また必要があれば日米同盟関係の中でしっかりと日本の主権を守つていくということが大事だと思っておりまして、私自身は、海上保安庁に対してしっかりと警戒監視活動を行うよう、そして、万が一そういった主権が侵されるような事態があれば毅然と対応するようなどということを日々指示をしているところでございます。

○草川昭三君 大変立派な答弁で我々も安心をするわけですが。

今、たまたま日米安保のことについても若干触れられましたが、前原大臣は、同じ昨年のこの平成二十一年二月二十六日の衆議院の予算委員会で当時の総理の麻生さんに次のように質問をされています。尖閣諸島も日米安保条約の第五条に当たる地域である、つまりは、この尖閣で何かが起きたとき、第三国による島嶼侵犯が起きたときは、第五条事態でアメリカ軍が関与すべき、いわゆる集団的自衛権行使するものになるという理解でよろしいですかと前原さんが當時の麻生総理に質問をされているわけあります。

これは、尖閣諸島の置かれている立場に危機感を持ち、尖閣が日米安保の枠内であり、第三国による侵攻が起きたときはアメリカが協力すべき義務があるという立場からの質問で、麻生総理も、安保条約の対象になるとそのときに明確に答弁をされています。

こういう考え方にして、沖縄におけるアメリカ海兵隊の役割も非常に重要なことになりますし、今まさしく時の問題としてなっておりますが、県外や国外への移設というのはそもそも防衛政策上難しかったのではないかと思いますが、前原大臣に、今どの程度お答えできるか分かりませんが、精いっぱいの考え方を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(前原誠司君) 日米安保条約におきましては、第五条におきましてこのように書かれて

おります。各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれかの一方に対する武力攻撃しっかりと維持していく中で、また必要があれば日米同盟関係の中でもしっかりと日本の主権を守つていくということが大事だと思っておりまして、私自身は、海上保安庁に対してしっかりと警戒監視活動を行うよう、そして、万が一そういった主権が侵されるような事態があれば毅然と対応するようなどということを日々指示をしているところでございます。

○草川昭三君 大変立派な答弁で我々も安心をするわけですが。

今、たまたま日米安保のことについても若干触れられましたが、前原大臣は、同じ昨年のこの平成二十一年二月二十六日の衆議院の予算委員会で当時の総理の麻生さんに次のように質問をされています。尖閣諸島も日米安保条約の第五条に当たる地域である、つまりは、この尖閣で何かが起きたとき、第三国による島嶼侵犯が起きたときは、第五条事態でアメリカ軍が関与すべき、いわゆる集団的自衛権行使するものになるという理解でよろしいですかと前原さんが當時の麻生総理に質問をされているわけあります。

これは、尖閣諸島の置かれている立場に危機感を持ち、尖閣が日米安保の枠内であり、第三国による侵攻が起きたときはアメリカが協力すべき義務があるという立場からの質問で、麻生総理も、安保条約の対象になるとそのときに明確に答弁をされています。

こういう考え方にして、沖縄におけるアメリカ海兵隊の役割も非常に重要なことになりますし、今まさしく時の問題としてなっておりますが、県外や国外への移設というのはそもそも防衛政策上難しかったのではないかと思いますが、前原大臣に、今どの程度お答えできるか分かりませんが、精いっぱいの考え方を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(前原誠司君) 私は、沖縄担当大臣も兼務をしております。沖縄担当大臣というのは、領域における、いずれかの一方に対する武力攻撃しっかりと維持していく中で、また必要があれば日米同盟関係の中でもしっかりと日本の主権を守つことを認め、自國の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するよう行動することを宣言します。これが日米安保条約の第五条でございまして、共同防衛、アメリカ側からすると集団的自衛権、日本側からすると個別的自衛権、これでしっかりと対応すると、こういうことが書かれております。これが日米安保条約第五条でございまして、仮に尖閣諸島が侵略を受けるとすることになりますれば日米安保の対象になると、五条の対象になるということを確認したものであります。そして、当時の麻生総理も対象になるということを明確に答弁をされているわけであります。

そういう意味におきましても、日米安保条約に基づくアメリカのプレゼンスというものは極めて重要であると思つておりますし、それがあることによって、まさに侵略を防ぐという意味における抑止力になつていてるんだろうと思います。

じゃ、海兵隊がパラレルですべて抑止力になつているかどうかという議論は、これはかなり精緻な議論が必要だとと思ひますし、海兵隊のほかに第五空軍あるいは第七艦隊、こういったものも存在するわけですが、もしこのガス田がメキシコのように思つておりますので、様々な観点から沖縄担当大臣としての役割を今まで果たしてきたところです。

○草川昭三君 時間がもう来ましたんで、最後に、現在、東シナ海で中国が、先ほどの資料にもござりますけれども、ガス田を開発をしておるわけであります。もしこのガス田がメキシコのような形で事故が起きたときに、我が国の対応といふのはあらかじめよほど用意をしていきませんと、これは問題があると思うんです。

それで、いろんなことが想定をされますし、また、そんなことがないのに勝手な想像をするといふこともいかがなものかと思いますけれども、天

然ガスを掘削をする海上構造物、プラットホームトホームからの自分の燃料油などが流出をするような事故は非常に日常活動の中でも予想をされ

ます。日本製のリグの場合を参考に計算をしてまいりますと、四千トンから五千トンの、これは軽油でありますけれども、燃料としておりま

す。中国製がどのような燃料を使っておるか分かりませんけれども、もしもこれが九七年の日本海で起きましたロシア船籍のナホトカ号の事故を

思います。

○國務大臣(前原誠司君) 日米安保条約におきましては、第五条におきましてこのように書かれて

おります。各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれかの一方に対する武力攻撃しっかりと維持していく中で、また必要があれば日米同盟関係の中でもしっかりと日本の主権を守つことを認め、自國の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するよう行動することを宣言します。これが日米安保条約の第五条でございまして、共同防衛、アメリカ側からすると集団的自衛権、日本側からすると個別的自衛権、これでしっかりと対応すると、こういうことが書かれております。これが日米安保条約第五条でございまして、仮に尖閣諸島が侵略を受けるとすることになりますれば日米安保の対象になると、五条の対象になるということを確認したものであります。そして、当時の麻生総理も対象になるということを明確に答弁をされているわけであります。

そういう意味におきましても、日米安保条約に基づくアメリカのプレゼンスというものは極めて重要であると思つておりますし、それがあることによって、まさに侵略を防ぐという意味における抑止力になつていてるんだろうと思います。

じゃ、海兵隊がパラレルですべて抑止力になつているかどうかという議論は、これはかなり精緻な議論が必要だとと思ひますし、海兵隊のほかに第五空軍あるいは第七艦隊、こういったものも存在するわけですが、もしこのガス田がメキシコのように思つておりますので、様々な観点から沖縄担当大臣としての役割を今まで果たしてきたところです。

○草川昭三君 時間がもう来ましたんで、最後に、現在、東シナ海で中国が、先ほどの資料にもござりますけれども、ガス田を開発をしておるわけであります。もしこのガス田がメキシコのように思つておりますので、様々な観点から沖縄担当大臣としての役割を今まで果たしてきたところです。

それで、いろんなことが想定をされますし、また、そんなことがないのに勝手な想像をするといふこともいかがなものかと思いますけれども、天

然ガスを掘削をする海上構造物、プラットホームトホームからの自分の燃料油などが流出をするような事故は非常に日常活動の中でも予想をされ

ます。日本製のリグの場合を参考に計算をしてまいりますと、四千トンから五千トンの、これは軽油でありますけれども、燃料としておりま

す。中国製がどのような燃料を使っておるか分かりませんけれども、もしもこれが九七年の日本海で起きましたロシア船籍のナホトカ号の事故を

思います。

○國務大臣(前原誠司君) 日米安保条約におきましては、第五条におきましてこのように書かれて

○渕上貞雄君 社会民主党の渕上貞雄でございます。

本法案によって取り扱う内容についてはなかなか国民の目には見えにくいものと思いますので、少し基本的なところを重点にしてお伺いをしたいと思います。

まず初めに、低潮線保全区域の指定についてお伺いをいたします。

保全区域の指定については、排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要があるものとされておりますが、低潮線の現状と、今後、保全を図る必要があるとされる海域の指定はどのぐらいあるのでございましょうか。

○副大臣(馬淵澄夫君) お答えさせていただきま

す。低潮線の現状とそしてその数ということでお答えしますが、現状、私どもとしては、この排他的経済水域の基礎となる低潮線、これをすべて政令により指定することとしておりまして、その指定区域の数につきましては、複数のポイントをまとめて一つの区域に指定するなど、具体的な区域の指定方法が決まり次第明らかになるところでございます。

いずれにしましても、私どもこれ今後取組をさせていただきたいというふうに思っております。

○渕上貞雄君 海底の掘削等、低潮線保全に支障を及ぼすおそれがある行為をしようとする者は、大臣の許可を受けなければならないとなつております。支障を及ぼすおそれについての判断は、工事を行う者の判断にゆだねるというふうに理解をしてよろしいかどうか。

○副大臣(馬淵澄夫君) お答えさせていただきま

す。低潮線保全区域内における海底の掘削又は切土、土砂採取、施設又は工作物の新設又は改築などの行為に関しましては、国土交通大臣の許可ということで、海底の地形、地質、その他の低潮線及び周辺の自然的条件を個別具体的に判断するこ

ととなりますが、例えば低潮線が後退するなど、許可の申請があつた行為が低潮線保全に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は当然ながら保全区域を画する基礎となる低潮線等の限界を画する基準となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要があるものとされておりますが、低潮線の現状と、今後、保全を図る必要があるとされる海域の指定はどのぐらいあるのでございましょうか。

○渕上貞雄君 これまでの海岸法等の既存の法制度により実施されてきた海岸保全などと、今回の法律案による低潮線の保全とではどのように内容が異なるのでありますか。

○副大臣(馬淵澄夫君) お答えさせていただきま

す。御指摘のとおり、今まで海岸法あるいは港湾法等、これらに基づきまして、それぞれの目的に応じまして、自然浸食に対する保全あるいは人為的損壊行為に対する規制というものが行われ、結果として低潮線が保全されてきた箇所もござります。しかし、これら法律は排他的経済水域の基礎となる低潮線の保全というものを本来の目的と結果として低潮線が保全されてきた箇所もござります。しかしながら、これら法律は排他的経済水域の基礎となる低潮線の保全というものが行われ、結果として低潮線が保全されてきた箇所もござります。おきましては、すべての低潮線についての保全を図つていくということを目的としたものでござります。

○渕上貞雄君 特定離島の指定についてお伺いをいたしますが、指定に当たっては地理的条件、社会的状況及び施設整備状況等から周辺の排他的経済水域等、保全及び利用を促進することが必要な離島を特定離島として指定するということでござりますが、現在考えられている南鳥島、沖ノ鳥島以外に特定離島と指定をされる予定をされているのはどれくらいあるのでございましょうか。

○副大臣(馬淵澄夫君) お答えさせていただきま

す。特定離島の指定についてお伺いをいたしますが、指定に当たっては地理的条件、社会的状況及び施設整備状況等から周辺の排他的経済水域等、保全及び利用を促進することが必要な離島を特定離島として指定するということでござりますが、沖ノ鳥島においては、沖ノ鳥島の開発等を行いう際は、各々の離島の特性に応じて、自然環境への影響を回避、低減するよう努めるという趣旨のものが規定をされているところでござります。

○副大臣(馬淵澄夫君) お答えさせていただきま

す。昨年の十二月に策定をされました海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針、ここにおきまして、離島の開発等を行いう際は、各々の離島の特性に応じて、自然環境への影響を回避、低減するよう努めるという趣旨のものが規定をされているところでござります。

○渕上貞雄君 特定離島の指定により港湾施設建

設等が行われるわけでございますが、その施設等の保全、管理についてはどのように考えられているのか、その役割、利用についてどのように考えておられるのか、南鳥島、沖ノ鳥島についてお伺いをいたします。

○副大臣(馬淵澄夫君) まず、こうした特定離島の港湾施設の保全、管理ということで、一般論として申し上げれば、そこで排他的経済水域の保全及び利用に関する活動を行う船舶の係留荷さばき、これらに支障が生じないように体制を整えた上で維持管理を行っていくことが必要と考えております。また一方で、沖ノ鳥島においては、気象庁など常駐する行政機関が行う活動や海洋資源の開発、海洋調査など周辺海域において行われる活動に使用される船舶の係留荷さばき等を想定しております。また一方で、沖ノ鳥島においては、気象庁など該離島及び周辺海域で行われる開発調査の活動を行う船舶の利用を想定しております。

○渕上貞雄君 特定離島の指定によって港湾施設等の建設が行われるわけございますが、島固有の生物や植物などの生態系への影響が大変懸念されることはなかつたということがございました。本法案におきましては、すべての低潮線についての保全を図つていくということを目的としたものでござります。

○渕上貞雄君 特定離島のための離島の保全・管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針、ここにおきましては、内閣官房が中心となって、関係府省連携して施策を講じると、このように規定をされています。内閣官房が中心となって、関係府省連携して施策を講じると、このように規定をされています。内閣官房が中心となって、関係府省連携して方針に基づきまして方針を定めます。この連携の下、私どもとしましては、離島の保全及び管理的確に行うため、昨年十二月に定めました海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針、ここにおきまして方針を定めます。内閣官房が中心となって、関係府省連携して方針に基づきまして方針を定めます。この連携の下、私どもとしましては、離島の保全及び管理的確に行うため、昨年十二月に定めました海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針、ここにおきまして方針を定めます。

○副大臣(馬淵澄夫君) お答えをさせていただきます。

○渕上貞雄君 関係府省の連携が重要であるということで、その在り方についてのお尋ねでございました。

○渕上貞雄君 最後の質問になりますが、二〇〇九年十二月一日に出されました基本方針についてお伺いをいたします。関係府省との連携を緊密に図つてまいりたいとうふうに考えております。

○渕上貞雄君 お伺いをいたします。

○渕上貞雄君 離島に関するデータが少ないということで、データの収集、蓄積を行なうとなつていて、どのような取組を行なうのでしょうか。また、情報の集約及び緊急時の二元的な対応を担う体制を政府部内に構築するとあります。が、どのような組織を構築するのでございましょうか。そして、情報の集約及び緊急時の二元的な対応とはどのようなものを目指すのでございましょうか。お伺いをして、質問を終わりります。

○渕上貞雄君 お答えをさせていただきま

す。この排他的経済水域等の基礎となる低潮線、これらの離島についてのデータということで、低潮線データ及びその他情報を収集いたしまして一元的に管理することが重要だと考えております。また、緊急対応を必要とする場合には意思決定を迅速に行なうことが重要だという認識の下、私どもとしましては、関係府省連絡会議、これは内閣官房を中心としてでございますが、設置をいたしまし

ます。いるようでございますが、これらを適切に実施するためには府省間の連携が何よりも大切なことだと思いますが、今後どのように連携協力を図つていらっしゃるのか、南鳥島、沖ノ鳥島についてお伺いいたします。

○渕上貞雄君 まず、内閣官房が中心となって、関係府省連携して施策を講じると、このように規定をされています。内閣官房が中心となって、関係府省連携して方針に基づきまして方針を定めます。この連携の下、私どもとしましては、離島の保全及び管理的確に行うため、昨年十二月に定めました海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針、ここにおきまして方針を定めます。内閣官房が中心となって、関係府省連携して方針に基づきまして方針を定めます。

て連絡体制をつくり、緊急時の一元的な対応を担う体制を考えていきたいというふうに思っております。

また、情報の集約につきましては、今年の三月、海洋情報の所在を一元的に収集、管理、提供する海洋情報クリアリングハウス、この運用を開始したところでございます。引き続き、この広範囲の行政機関、学界等関係者による海洋情報の所在情報の登録を実施してまいりたいというふうに考えております。

また、緊急時の一元的な対応としての内容につきましては、離島浸食の進行、あるいは地震や火山噴火の発生など、内閣官房が中心となつて対応するということを想定いたしております。

○渕上貞雄君 終わります。

○委員長(椎名一保君) 他に御発言もないようですが、本案に対する質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(椎名一保君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(椎名一保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(椎名一保君) 次に、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案及び特

定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求める件の両案件を一括して議題といたします。

国土交通大臣、政府から順次趣旨説明を聽取いたします。前原

國務大臣(前原誠司君) ただいま議題となりました国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法及び特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求める件につきまして、提案理由及びその内容の概要を御説明いたします。

まず、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案につきまして申し上げます。昨年五月二十五日、北朝鮮は核実験を実施しました。北朝鮮による核実験の実施発表はこれで二度目であります。北朝鮮による核実験は、北朝鮮が大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイル能力を増強させていることと併せて考えれば、國際社会の平和及び安全に対する脅威であり、その脅威は近隣の我が国にとって特に顕著であります。こうした我が国の安全保障に対する挑戦は、断じて容認できるものではありません。

○委員長(椎名一保君) 終わります。

○委員長(椎名一保君) 全会一致と認めます。

まず、国際連合安全保障理事会決議第千七百四号等により北朝鮮への輸出の禁止、及び北朝

十八号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に

関する特別措置法案につきまして申し上げます。

まず、国際連合安全保障理事会決議第千七百四

号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等につきまして申し上げます。

第六に、外国の当局による公海上の日本船舶に対する検査について我が国が同意をしないときは、国土交通大臣は、当該日本船舶の船長等に対し、我が国又は外国の当局による検査を受けるために当該日本船舶をその指定する港に回航すべきことを命ずることはできないものとしており、罰則を科すこととしております。

第七に、公海にある外国船舶に対する検査、提出来命令及び回航命令は、それぞれ旗国の同意がない場合は、国土交通大臣は、当該日本船舶の船長等に対し、我が国又は外国の当局による検査を受けるために当該日本船舶をその指定する港に回航すべきことを命することとしております。

第八に、関係行政機関の協力について定めておられます。

第九に、内水等における検査を忌避等した者並びに提出命令及び回航命令に従わなかった者には罰則を科すこととしております。

なお、この法律案は、さきに述べた北朝鮮の一連の行為をめぐる現下の情勢に対応して実施する特別の措置を定めるものであり、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号の関連部分が効力を失ったときは、別に定める法律によって廃止することとなります。

次に、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求める件につきまして申し上げます。

我が国は、平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、本年四月十三日までの間、北朝鮮船籍のすべての船舶の入港を禁止する措置を実施してまいりました。しかし、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第三項の規定による平成二十二年四月九日の閣議決定に基づき、引き続ぎ北朝鮮船籍のすべての船舶の入港を禁止する措置を実施しました。これについて、同法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めるもので

以上が本件を提案する理由であります。

次に、本件の内容について、その概要を御説明いたします。

本件は、同法第三条第三項の規定による平成二十二年四月九日の閣議決定に基づき、平成十八年十月十四日より本年四月十三日までの期間にわたり北朝鮮船籍のすべての船舶の本邦の港への入港禁止の実施を決定した従前の閣議決定を変更し、平成二十三年四月十三日までの一年間にわたり、引き続き、北朝鮮船籍のすべての船舶の本邦の港への入港禁止を実施することについて、同法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めることを内容とするものであります。

以上が、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、北朝鮮による核実験の実施、大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の和平及び安全に対する脅威となつており、その脅威は近隣の我が国にとって特に顕著であること、並びにこの状況に対応し、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号が核関連、弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止を決定し、同理事会決議第千八百七十四号が当該禁止の措置を強化するとともに、国際連合加盟国に對し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施の要請をしていることを踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定める

ことにより、外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)その他の関係法律による措置と相まって、北朝鮮の一連の行為をめぐる同理事会決議による当該禁止の措置の実効性を確保するとともに、我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とする。

五月二十一日本委員会に左の案件が付託された。
 一、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案(第百七十三回国会提出、衆議院繼續審査)

二、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求める件

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 北朝鮮特定貨物 次のいずれかに該当する貨物(我が国から輸出しようとする貨物で外國為替及び外國貿易法第四十八条第一項の規定による許可を受けなければならないもの及

び同条第三項の規定による輸出の承認を受けられる義務を課せられているもの並びに我が国から輸出した貨物で当該許可又は当該承認を受けたもの並びに我が国に輸入しようとする貨物で同法第五十二条の規定による輸入の承認を受ける義務を課せられているもの及び我が国に輸入した貨物で当該承認を受けたものを除く)をいう。

イ 北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他政令で定める同理事会決議により北朝鮮への輸出の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であつて政令で定めるもの

ロ 北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他の政令で定める同理事会決議により北朝鮮からの輸入の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であつて政令で定めるもの

ハ 北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他の政令で定める同理事会決議により北朝鮮からの輸入の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であつて政令で定めるもの

二 船舶 軍艦等(軍艦及び各國政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるものをいう。以下この号において同じ)以外の船舶であつて、軍艦等に警護されていないものをいう。

三 船長等 船長又は船長に代わつて船舶を指揮する者をいう。

四 日本船舶 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。

第五条 海上保安庁長官は、我が国の内水にある船舶が北朝鮮特定貨物を積載していると認めるに足りる相当な理由があるときは、海上保安官に、次に掲げる措置をとらせることができる。

一 檢査のため当該船舶の進行を停止させるこ

と。
 二 当該船舶に立ち入り、貨物、書類その他の関係者に質問すること。

六月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案(第百七十三回国会提出、衆議院繼續審査)

二、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求める件

物件を検査し、又は当該船舶の乗組員その他

の関係者に質問すること。

三 検査のため必要な最小限度の分量に限り試料を収去すること。

四 検査のため必要な限度において、貨物の陸揚げ若しくは積替えをし、又は船長等に貨物

揚げ若しくは積替えをするよう指示するの陸揚げ若しくは積替えをする

こと。

二 海上保安庁長官は、我が国の領海又は公海の洋流に関する国際連合条約に規定する排他

的經濟水域を含む。(以下同じ。)ある船舶が北朝鮮特定貨物を積載していると認めるに足りる相当な理由があるときは、海上保安官に、次に掲げる措置をとらせることができる。

一 船長等に、検査のため当該船舶の進行を停止するよう求めること。

二 船長等の承諾を得て、前項第二号又は第三号に掲げる措置をとること。

三 検査のため必要な限度において、船長等の承諾を得て貨物の陸揚げ若しくは積替えをし、又は船長等に貨物の陸揚げ若しくは積替えをするよう求めること。

四 検査のため必要な限度において、貨物の陸揚げ若しくは積替えをし、又は船長等に貨物

揚げ若しくは積替えをするよう指示するの陸揚げ若しくは積替えをする

こと。

五 検査のため必要な限度において、貨物の陸揚げ若しくは積替えをし、又は船長等に貨物

揚げ若しくは積替えをするよう指示するの陸揚げ若しくは積替えをする

こと。

六 検査のため必要な限度において、貨物の陸揚げ若しくは積替えをし、又は船長等に貨物

揚げ若しくは積替えをするよう指示するの陸揚げ若しくは積替えをする

こと。

七 検査のため必要な限度において、貨物の陸揚げ若しくは積替えをし、又は船長等に貨物

揚げ若しくは積替えをするよう指示するの陸揚げ若しくは積替えをする

こと。

八 検査のため必要な限度において、貨物の陸揚げ若しくは積替えをし、又は船長等に貨物

揚げ若しくは積替えをするよう指示するの陸揚げ若しくは積替えをする

こと。

九 検査のため必要な限度において、貨物の陸揚げ若しくは積替えをし、又は船長等に貨物

揚げ若しくは積替えをするよう指示するの陸揚げ若しくは積替えをする

こと。

十 検査のため必要な限度において、貨物の陸揚げ若しくは積替えをし、又は船長等に貨物

揚げ若しくは積替えをするよう指示するの陸揚げ若しくは積替えをする

こと。

十一 検査のため必要な限度において、貨物の陸揚げ若しくは積替えをし、又は船長等に貨物

揚げ若しくは積替えをするよう指示するの陸揚げ若しくは積替えをする

こと。

十二 検査のため必要な限度において、貨物の陸揚げ若しくは積替えをし、又は船長等に貨物

揚げ若しくは積替えをするよう指示するの陸揚げ若しくは積替えをする

こと。

おいて「機長等」という。に貨物の陸揚げ若しくは積替えをするよう指示すること。

4

税関長は、保税地域(閑税法第二十九条に規定する保税地域をいい、同法第三十条第一項第二号の規定により税関長が指定した場所を含む。次条第二項において同じ。)に置かれている貨物のうちに北朝鮮特定貨物があると認めるに足りる相当な理由があるときは、税関職員に、貨物、書類その他の物件を検査させ、所有者、占有者、管理者その他の関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度の分量に限り試料を收取させることができる。

5 海上保安官及び税関職員は、前各項の規定による検査をするときは、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 第一項から第四項までの規定による検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

(提出命令)

第四条 海上保安庁長官は、前条第一項又は第二項の規定による検査の結果、北朝鮮特定貨物があることを確認したときは、当該船舶の船長等に対し、その提出を命ずることができる。海上保安官が海上保安庁法(昭和二十三年法律第十八号)その他のこの法律以外の法律の規定による立入検査の結果、船舶において北朝鮮特定貨物を発見した場合において、当該海上保安官からその旨の報告を受けたときも、同様とする。

2 税関長は、前条第三項又は第四項の規定による検査の結果、北朝鮮特定貨物があることを確認したときは、当該船舶の船長等若しくは当該航空機の機長等又は当該北朝鮮特定貨物の所有者若しくは占有者に対し、その提出を命ずることができる。税関職員が閑税法第五百五条の規定による検査の結果、船舶、航空機又は保税地域において北朝鮮特定貨物を発見した場合において

て、当該税関職員からその旨の報告を受けたときも、同様とする。

(保管)

第五条 海上保安庁長官又は税関長は、前条の規定により提出を受けた北朝鮮特定貨物以下この条において「提出貨物」という。を保管するものとする。

2 海上保安庁長官又は税関長は、前項の規定により提出貨物を保管したときは、当該提出貨物の内容その他の国土交通省令・財務省令で定める事項を官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告するものとする。

3 海上保安庁長官又は税関長は、第一項の規定により提出貨物を保管した場合において、次の一いずれかに該当することとなつたときは、当該提出貨物をその所有者又は提出者に返還するものとする。

4 第一項の規定による提出貨物を保管した場合において、次の一いずれかに該当することとなつたときは、当該提出貨物を保管したところにより、これを売却することができる。

5 その保管に過大な費用又は手数を要するとして、当該提出貨物を保管した場合において、次の一いずれかに該当することとなつたときは、当該提出貨物をその所有者又は提出者に返還するものとする。

6 海上保安庁長官又は税関長は、第一項の規定による提出貨物を保管した場合において、次の一いずれかに該当することとなつたときは、当該提出貨物をその所有者又は提出者に返還するものとする。

7 前項の規定による売却(以下この条において単に「売却」という。)による代金は、売却に要した費用に充てることができる。

8 売却をしたときは、当該提出貨物の保管、返還及び帰属については、売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を当該提出貨物とみなす。

9 海上保安庁長官又は税関長は、提出貨物が第六項各号のいずれかに該当する場合において、売却につき買受人がないとき又は売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たないと認められるときは、政令で定めるところにより、当該提出貨物について廢棄その他の処分をすることができる。

10 第三項第一号に該当することとなつた場合において、第四項において準用する第二項の規定による公告をした日から起算して一年を経過してもなお提出貨物の返還を受けるべき者若しくはその者の所在が判明しないこと又はその者が提出貨物の引取りをしないことにより提出貨物を返還することができないときは、当該提出貨物の所有権は、国に帰属する。

び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第二条第三項に規定する生物兵器及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第二条第二項に規定する化学兵器に該当するときは、政令で定めるところにより、当該提出貨物を廃棄しなければならない。

6 海上保安庁長官又は税関長は、提出貨物が次のいずれかに該当するときは(第二号に該当する場合にあっては、第二項の規定による公告をした日から起算して三月を経過した日以後)、政令で定めるところにより、これを売却することができる。

7 その保管に過大な費用又は手数を要するとして、当該提出貨物を保管した場合において、次の一いずれかに該当することとなつたときは、当該提出貨物をその所有者又は提出者に返還するものとする。

8 その保管に過大な費用又は手数を要するとして、当該提出貨物を保管した場合において、次の一いずれかに該当することとなつたときは、当該提出貨物をその所有者又は提出者に返還するものとする。

9 前項の規定による売却(以下この条において単に「売却」という。)による代金は、売却に要した費用に充てることができる。

10 その保管に過大な費用又は手数を要するとして、当該提出貨物を保管した場合において、次の一いずれかに該当することとなつたときは、当該提出貨物をその所有者又は提出者に返還するものとする。

11 前各項に規定するもののほか、提出貨物の保管及び売却、廃棄その他の処分に関して必要な事項は、国土交通省令・財務省令で定める。

(回航命令)

第六条 海上保安庁長官は、次の各号に掲げる措置をとろうとする場合において、それぞれ当該各号に定める事由があるときは、当該船舶の船長等に対し、当該船舶を、その指定する我が國の港その他の当該各号に掲げる措置を円滑かつ的確に実施することができると認められる場所に回航すべきことを命ぜることができる。

1 第三条第一項又は第二項の規定による検査の天候、貨物の積付けの状況その他やむを得ない理由により、その現場において当該検査をすることができないこと。

2 第三条第二項の規定による検査の当該船舶の船長等が、同項第一号若しくは第三号の規定による求めに応ぜず、又は同項第二号若しくは第三号の承諾をしないこと。

3 第四条第一項の規定による北朝鮮特定貨物の提出の命令 天候、貨物の積付けの状況その他やむを得ない理由により、その現場において当該北朝鮮特定貨物の提出を受けることができないこと。

4 第七条 公海にある日本船舶に対する回航命令

第七条 公海にある日本船舶に対して外国の当局が第三条の規定による検査に相当する検査第四条又は前条の規定による命令に相当する命令その他の当該検査に必要な措置を含む。)を行ふことについて我が国が当該外国に対し同意をしなかつたときは、外務大臣は、国土交通大臣に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、当該日本船舶の船長等に対し、第三条第一項若しくは第三項の規定による検査又はこれに相当する外国の当局による検査を受けるために当該日本船舶をその指定する港に回航すべきことを命じなければならない。この場合

において、国土交通大臣は、我が国の港を指定するときは海上保安庁長官又は当該港を管轄する税関長にその旨を通知するものとし、外国の港を指定するときは外務大臣に協議するものとする。

(旗国の同意等)

第八条 日本船舶以外の船舶で公海にあるものについての第三条第二項の規定による検査又は第四条若しくは第六条の規定による命令は、それぞれ、旗国(海洋法に関する国際連合条約第九十一条2に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう)の同意がなければ、これをすることができない。ただし、同条約第九十一条1に規定する国籍を有しない船舶(同条約第九十二条の規定により当該船舶とみなされるものを含む。)については、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

(関係行政機関の協力)

第九条 関係行政機関は、第一条の目的を達成するため、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

(権限の委任)

第十条 この法律の規定により海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に行わせることができる。

(行政手続法の適用除外)

第十一條 第四条又は第六条の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十三条 第四条の規定による命令に従わなかつ

た者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

条第一項の規定に基づいて国会の承認を求める。
別紙

一 入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことによれば、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二 第六条又は第七条第二項の規定による命令による立入り、検査、収去若しくは貨物の陸揚げ若しくは積替えを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(我が国の法令の適用)

第十五条 日本船舶以外の船舶で公海にあるものについての第三条第二項及び第四条から第七条までの規定による措置に関する日本国外における我が国の公務員の職務の執行及びこれを妨げる行為については、我が国の法令(罰則を含む。)を適用する。

三 特定の外国

北朝鮮

四 入港禁止の期間

平成十八年十月十四日から平成二十三年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号(北朝鮮船籍船舶、貨客船)については、平成十八年十月十三日から平成二十三年四月十三日までの間。

五 入港禁止の実施

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

六 法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

七 法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

平成十八年十月十四日
その他入港禁止の実施に関し必要な事項、なお、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

平成二十二年六月一日印刷

平成二十二年六月二日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

A